

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	職員人件費（滞納整理強化）	部課名 担当省名	区民生活部税務課 橋爪	課長名 内線	時田 2313
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（24年度）	職員人件費（実績分）（01-01-02-06）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度	根拠 法令等	職員の給与に関する条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	税収の安定的な確保[15-03]			
目的	住民税等について、昼間の不在者や平日連絡をとれない滞納者に対し、休日に納税相談及び納税交渉を行うことにより、徴収率の向上並びに税収の安定的な確保を図る。				
対象者等	区税滞納者への文書催告、昼間臨戸、電話催告を行っても反応がなく、連絡のとれない区民税等の滞納者。				
内容	平成14年度から、クライアントサーバー方式による滞納整理支援システムが稼動した。これにより、ホストコンピュータが稼動していない休日・平日夜間も滞納情報の共有化が可能となった。 このシステムを活用し、休日に納税窓口を開設している。平成24年度は年5回（4、7、10、12、2月）開設予定である。				
経過	- 平成6年度から昼間不在者に対する納税交渉の徹底のため導入。 - 平成8年度から滞納整理の強化策として納税係の職員一斉による日曜日の電話催告を導入。 - 平成9年度から日曜日は、電話催告に加え臨戸交渉を行うこととした。 - 平成12年度は、試行として、日曜日に加え土曜日の電話催告・臨戸交渉を実施（年2回） - 平成13年度は、休日の窓口開設、電話催告及び臨戸交渉を実施（年4回） - 平成14年度から19年度は、休日・平日夜間の窓口開設、電話催告を実施（年3回） - 平成20年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年1回） - 平成21年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年5回） - 平成22年度は、休日の窓口開設を実施（年4回） - 平成23年度は、休日の窓口開設を実施（年5回）				
必要性	平成19年度の所得税から住民税への税源移譲を踏まえ、滞納案件の縮減と新たな滞納抑止をめざす観点からも休日の納税相談、納税交渉は、必要となる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・広報 催告書及び区報で、休日の窓口開設を区民に周知 ・実施時期 4、7、10、12、2月（休日） ・窓口開設時間 土・日曜日午前9時～午後4時00分（7時間）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		3,000	2,632	3,069	2,500	2,500	2,500	2,500
決算額（24年度は見込み）		2,426	2,591	2,927	2,447	2,476	2,500	2,500
人件費等		68,266	76,689	93,085	83,069	94,699	86,872	
減価償却費						31,548	32,935	
【事務分担量】（％）		857	898	1,099	1,020	1,086	1,059	
合計（+ +）		70,692	79,280	96,012	85,516	128,723	122,307	2,500
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		70,692	79,280	96,012	85,516	128,723	122,307	2,500
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	時間数	764	868	979	905	828	902	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	時間外勤務手当	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,476	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,500	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,500

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
標		特別区民税現年課税分徴収率	96.00%	96.18%	96.73%	96.38%	98.00%	
		特別区民税滞納繰越分徴収率	18.90%	18.53%	24.08%	21.62%	25.00%	

（問題点・課題）	支払方法の拡充により、臨時窓口における収納件数は減少するものと考えられる。このため、臨時窓口の主たる目的を納税相談にシフトチェンジする必要がある。							
他区の実況	（実施区 未実施区）							

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	臨時窓口開設は土日どちらか1日開設とし、執行体制は可能な限り代休対応とする。	臨時窓口の効果的な開設日や開設日数を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に向けた取組みに不可欠であり、優先度が高い。

議案（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3

No1

事務事業名	徴収嘱託員制度		部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
			担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		賦課徴収事務費（01-01-01-06）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 15 年度		根拠	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	税収の安定的な確保[15-03]				
目的	区民税等の収納率の向上を図るため、柔軟に臨戸できるフレックスな勤務体制、徴収実績に応じた能率給の支給等を特色とする徴収嘱託員制度を実施する。					
対象者等	区民税等の滞納者					
内容	徴収嘱託員の勤務時間に、休日や夜間の時間帯を一定程度含ませ、滞納者との接触・交渉機会の拡大を図る。 徴収嘱託員報酬に能率給を採用し、徴収目標を達成しようとする意欲を湧かせるとともに、徴収の費用対効果の向上を図る。 滞納初期段階の滞納者や少額滞納者への速やかな対応により、新たな滞納の発生を抑制し、中長期的な徴収率の向上を図る。また、強制処分すべき滞納者を絞り込むことで、正規職員が差押等の滞納処分に専念できる執行体制とする。					
経過	14年4月～8月・徴収嘱託員制度導入計画の作成・実施経費の算定・徴収嘱託員制度の法的な位置づけと業務内容の精査・適正な徴収嘱託員数の算出（組織体制）・徴収嘱託員の給与体系作成等 14年9月～・徴収嘱託員制度導入に係る滞納整理支援システムの導入・変更・徴収嘱託員制度設置要綱等の作成 15年1月～・徴収嘱託員採用に係る実務と研修計画作成等 15年4月～・徴収嘱託員制度導入 15年5月～7月・滞納整理支援システム最終チェック作業等 15年8月～・モバイル端末による訪問徴収の実施 17年4月～・滞納者との接触機会の拡大と収納率向上のため、徴収嘱託員による夜間電話催告を実施					
必要性	大量の小額滞納事案、滞納初期段階の滞納者への徴収対策として有効である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 徴収嘱託員制度のレベルアップ、徴収率向上に向けて、モバイル端末を導入し、滞納整理支援システムと結合することによって、訪問先での現金領収証発行、延滞金の自動計算、関連帳票の出力を行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	30,340	30,611	30,518	19,204	19,933	16,369	15,399
	決算額（24年度は見込み）	27,471	25,645	23,615	16,561	14,776	12,321	15,399
	人件費等	30,826	28,196	25,834	19,138	20,492	19,751	
	減価償却費					6,827	7,464	
	【事務分担量】（％）	433	395	305	235	235	240	
	合計（＋＋）	58,297	53,841	49,449	35,699	42,095	39,536	15,399
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	58,297	53,841	49,449	35,699	42,095	39,536	15,399
	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	徴収嘱託員数	9	9	7	6	5	5	5

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	徴収嘱託員報酬	11,090	徴収嘱託員報酬	9,201	徴収嘱託員報酬	11,860
	共済費	徴収嘱託員保険料	1,429	徴収嘱託員保険料	1,138	徴収嘱託員保険料	1,574
	一般需用費	消耗品（徴収事務用品等）	315	消耗品（徴収事務用品等）	40	消耗品（徴収事務用品等）	16
	委託料	滞納支援システム	1,503	滞納支援システム	1,503	滞納支援システム	1,510
	使用料	滞納支援システム端末使用料	439	滞納支援システム端末使用料	439	滞納支援システム端末使用料	439
	備品購入費						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
	特別区民税現年課税分徴収率	96.00%	96.18%	96.73%	96.38%	98.00%	
	特別区民税滞納繰越分徴収率	18.90%	18.53%	24.08%	21.62%	25.00%	

（問題点・課題） （指標分析）	徴収嘱託員の資質の向上を図り、滞納初期段階での徴収を強化し、新たな滞納の発生を抑制することが課題である。 徴収嘱託員を効果的に活用し、滞納者との早期接渉や常時不在者等の調査を受けて、迅速な財産調査を実施、効率的な滞納整理の進捗を図る必要がある。
	支払方法の拡充に伴い、徴収嘱託員による徴収は縮小し、外出困難者やパソコン使用困難者等に特化していく必要がある。
他区の実況	（実施 8 区 未実施 13 区） 葛飾区、新宿区、足立区、墨田区、江東区、江戸川区、練馬区、北区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	70万円以下の小額滞納案件に特化して徴収する。	徴収嘱託員による徴収の縮小化に伴い、嘱託員数や効率給、勤務体制などを検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3

No1

事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助		部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
			担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	納税貯蓄組合連合会補助（01-03-01-06）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度		根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	税収の安定的な確保[15-03]				
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。					
対象者等	納税貯蓄組合連合会 90組合、約1,337人の連合組織					
内容	納税貯蓄組合連合会の事業 1 納税意識の普及啓発 2 組合の設立促進、拡大強化 3 組合の育成並びに運営指導 4 税に関する講演会、研修会等の開催 5 納税に関する感謝及び表彰 6 中学生の税に関する作文募集 7 その他目的達成に必要な事項					
経過	納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対して、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年、この法律は廃止されたが昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速的に増加した。昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。補助金は、都では、昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、55年以降は連合会に対する補助に変更された。荒川区では、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から補助金を交付している。20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。23年度はキャンペーンを休止した。					
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 納連の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税奨励等への補助					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		720	720	720	720	720	720	684
決算額（24年度は見込み）		450	450	720	720	720	520	684
人件費等		854	854	847	814	872	847	
減価償却費						291	311	
【事務分担量】（％）		10	10	10	10	10	10	
合計（＋＋）		1,304	1,304	1,567	1,534	1,883	1,678	684
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,304	1,304	1,567	1,534	1,883	1,678	684
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	組合数	186	186	175	98	98	98	90
	組合員数	12,498	12,434	11,840	1,547	1,547	1,547	1,337

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	納税貯蓄組合連合会に対する補助	720	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	納税貯蓄組合連合会に対する補助	684

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
		中学生の税の作文の応募数	1,344	1,065	1,242	—	1500	

（問題点・課題 指標分析）	納税貯蓄組合は、終戦直後の混乱していた時代に、人々に納税意識を昂揚する目的で設立された団体で、当時は行政にとってもその活動に支えられる面が大きかった。 戦後60年を経過した今日、納税貯蓄組合の活動も戦後の混乱期とは異なった形での役割を担ってきている。区においても、口座振替の推進や講演会・研修会開催等に対する納税貯蓄組合への側面的支援としての補助金交付という位置づけに変換していく必要がある。							
	（実施 21 区 未実施 1 区） 未実施：杉並区							

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	補助金の効率的活用を団体に促していく。	補助金額の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

（議会 要旨）	状況
------------	----

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No1

事務事業名	納税奨励費	部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
		担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	その他奨励費（01-03-02-06）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	税収の安定的な確保[15-03]			
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。				
対象者等	納税義務者等				
内容	・ 年末調整説明会は、税務署、都税事務所と共催で給与支払報告書等の説明を行っている。 ・ 納税貯蓄組合連合会が租税教育推進の一環として主催した「中学生の税に関する作文」表彰及び間税会が主催する「中学生の税の標語」表彰には、区長賞を設けている。 ・ たばこ小売業者に対する販促品の配布は、平成10年度から13年度まで休止していた。しかし14年度に、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に施策の見直しを行った。21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。 作成物については下記、実績の推移を参照 ・ また20～22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。支払方法の拡充を実施したこともあり、23年度から一旦、キャンペーンは休止する。				
経過	その他奨励費として、平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図る目的でのティッシュペーパーや携帯灰皿等PR用品の予算を計上していた。平成10年度以降は財政的な面もあり休止していたが、たばこ商業協同組合からたばこ税収入の0.1%を予算計上してほしいとの要請があり、他事業の配布品（消費販売促進用ポケットティッシュ等）で賄うなど応急的な対応となっていたが、12年度、13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択された。 申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。				
必要性	将来納税者となる中学生への納税思想の啓発や区民の納税意識の向上等を促進するために必要な事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 年末調整説明会実施（税務署、都税事務所との共催で実施） 11月 税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 たばこ税PR用品 18年度 救急セット(JT足立営業所有償広告 @15万円) ウェットティッシュ(口座振替啓発用) 19年度 ごみ袋(日本たばこ産業足立営業所 @15万円) 20年度 ボックスバッグ(@なし) 21年度 ポケットティッシュ(@なし) 22年度 ボックスバッグ(@なし) 23年度 ポケットティッシュ(@なし)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	787	787	2,182	2,180	2,626	424	395
	決算額(24年度は見込み)	634	581	1,651	1,900	1,794	325	395
	人件費等	3,416	4,270	4,659	4,886	5,668	5,777	
	減価償却費					1,889	2,333	
	【事務分担量】(%)	40	50	55	60	65	75	
	合計(+ +)	4,050	4,851	6,310	6,786	9,351	8,435	395
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	4,050	4,851	6,310	6,786	9,351	8,435	395
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	たばこ税PRビニール袋(数字は作成数)							
	救急セット	21,800						
	ウェットティッシュ	8,000						
	ごみ袋		20,000					
	ボックスバッグ			130,000		65,000		
	ポケットティッシュ				50,000		37,000	

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費（口座振替PR用物品等）印刷製本費（たば	330	消耗品費（口座振替PR用物品等）印刷製本	289	消耗品費（口座振替PR用物品等）印刷製本	346
	役務費	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	14	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	14	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	14
	委託料	口座振替キャンペーン商品発送業務委託	1,425	口座振替キャンペーン商品発送業務委託	0	口座振替キャンペーン商品発送業務委託	0
	使用料及び賃借料	年末調整説明会場使用料	25	年末調整説明会場使用料	22	年末調整説明会場使用料	35

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
	納期限内納付率（納期限内完納額 / 調定額）		84.5%	86.2%	87.4%	88.0%	95.0%	現年課税分（普徴・特徴・過年度合計）

（問題点・課題）	たばこ税PR用品の配布について、PRの有効性の検証や、安定した有償広告主の確保策などの検討をしていく必要がある。また口座振替加入を促進していく有効案を検討していく。
他区の実況	（実施 - 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	キャンペーン休止後の口座振替の変動状況などを分析する。	キャンペーンにかかわる口座振替促進策を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No1

事務事業名	区税過誤納金還付金		部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
			担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		過誤納金還付金(01-04-01-06)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ○ 平成 年度		根拠	地方税法第17条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	税収の安定的な確保[15-03]				
目的	税額変更等による過誤納金に対応するための資金					
対象者等	過誤納金還付金対象者					
内容	所得税の更正・決定等による現年度以前に収納した特別区民税に係る過誤納金の還付及びそれに伴う還付加算金の支出。 (過誤納金) 過納金と誤納金に区分され、過納金は納付の時には課税額を超過することなく納められていたものが、後の更正、減額等により変更されたことにより超過納付となるものをいう。誤納金は、二重納付等により納めるべき税額を超えて納付がなされた場合の超過額である。 (還付加算金) 過誤納金を還付する際に、それに係る利子として年7.3%の割合で加算するものを還付加算金という。但し、現在特例措置として毎年11月末時点の公定歩合に4%を加えた割合となっており平成24年は4.3%である。加算金の額は、事由により起算日が異なるため日数に応じて算出する。					
経過	平成17年度は、税法改正に伴う配当割・株式等譲渡所得割の創設により、新たな還付金が生じることとなった。このため税更正に伴う予算として2,000万円を計上した。なお、これに充当する財源については、交付金として歳入計上している。平成20年度は、税源移譲に伴う所得変動に係る還付金として1億9,700万円を歳出計上した。近年は所得税の更正に伴う特別区民税の更正が増加し、還付金の支出は増加傾向にある。					
必要性	法の規定がある事業。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 過誤納金を生じた者に対し通知し、還付(窓口払、口座振込、振替充当)措置をする。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	26,000	26,000	221,270	63,903	56,368	48,053	52,265
	決算額(24年度は見込み)	18,312	23,522	155,806	63,592	54,938	38,076	52,265
	人件費等	4,270	6,832	10,164	9,773	10,464	10,163	
	減価償却費					3,486	3,732	
	【事務分担量】(%)	50	80	120	120	120	120	
	合計(+ +)	22,582	30,354	165,970	73,365	68,888	51,971	52,265
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
実績の推移	その他(特定財源)							
	一般財源	22,582	30,354	165,970	73,365	68,888	51,971	52,265
	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	償還金利子及び割引料	過誤納金還付金	54,938	過誤納金還付金	38,076	過誤納金還付金	52,265

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	

（問題点・課題）	・還付金が生じる原因が所得税の更正、決定によるものが大半を占めるが、当初以外にも随時対応しているため、年度ごとの執行額が一定でなく、かつ遡及した過年度分の還付が生じた場合など（特に分離課税分）、当初予算額では不足が生じ、予備費流用等の事態も起きる可能性がある。 ・還付加算金が発生しないよう、迅速な事務処理を行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	予算作成時においては、実績に基づく予測を綿密に図る。 予算執行時においては、常に執行状況を把握し、不足が生じる場合には、財政当局と即座に協議できるよう努める。	還付加算金が発生しないための迅速な事務処理を、課内、税務署との連携により確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3

No1

事務事業名	自動車臨時運行許可事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
			担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	自動車臨時運行許可事務費（01-05-01-06）					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 24年度 ☐ 23年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ☐ 平成 30 年度		根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例		
終期設定	☐ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	税収の安定的な確保[15-03]				
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。					
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等					
内容	臨時運行許可対象自動車 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 及び の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。					
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。					
必要性	法の規定による事業。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ☐ 臨時職員） 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸与する。 （許可条件） 許可対象自動車であること。 荒川区内を走行すること（一部でも可）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	59	59	75	5	56	53	49
	決算額（24年度は見込み）	46	48	50	2	47	47	49
	人件費等	5,840	3,416	2,541	1,629	1,744	1,694	
	減価償却費					581	622	
	【事務分担量】（％）	90	40	30	20	20	20	
	合計（＋＋）	5,886	3,464	2,591	1,631	2,372	2,363	49
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,886	3,464	2,591	1,631	2,372	2,363	49
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可件数（区民事務所分を含む）	785	704	599	609	652	577	

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	47	消耗品費	47	消耗品費	49

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	仮ナンバー未返却者が、年間数人いる。							
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）							

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	仮ナンバー貸し出し時に、返却期日のさらなる周知徹底を図る。 返却期限切れのケースには、早急に返却催促を行う。	仮ナンバーの返却期限切れ数の推移を検討し、増加傾向にある場合はさらなる有効策を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3

No1

事務事業名	区税賦課徴収事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	時田
			担当者名	橋爪	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	区税賦課徴収事務費（01-01-01-06）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ○ 平成 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]				
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]				
	施策	税収の安定的な確保[15-03]				
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費					
対象者等	納税義務者等					
内容	・区税賦課徴収事務費の主なものは、徴収嘱託員（非常勤職員）の報酬や保険料、滞納整理支援システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。 ・地方税法等の改正により、平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。特別徴収は地方税ポータルシステム（エルタックス）を通じて行うものとされている。また特別徴収義務者は給与支払報告書の提出、申請、届出業務をエルタックスを通じて行うことができる。平成23年1月から、所得税確定申告書データを、全国一斉にエルタックスを通じて、各地方団体へ配信する国税連携が開始した。 ・平成21年度から税務専門指導員（非常勤職員）を配置した。税務専門指導員は国・都等の税務担当機関で勤務経験があり、かつ滞納整理事務に精通している者を配置して、滞納整理事務に関する専門の指導・助言を行う。 ・平成21年7月納付案内センターを開設した。滞納者を出さない取り組みとして電話による納付案内を行う。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入した。 ・平成22年度から滞納者宅の搜索開始 平成22年度 3件 平成23年度（12月末まで） 2件 ・平成23年度からインターネット公売開始					
経過	平成10年度以降特別区民税の前納報奨金制度が廃止された。					
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	82,977	84,643	98,334	252,018	115,722	109,014	106,655
	決算額（24年度は見込み）	69,753	69,694	80,313	235,802	99,523	99,079	106,655
	人件費等	268,133	265,833	247,409	231,860	225,150	229,101	
	減価償却費					75,008	86,240	
	【事務分担量】（％）	3,291	3,120	2,921	2,847	2,582	2,773	
	合計（＋＋）	337,886	335,527	327,722	467,662	399,681	414,420	106,655
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	337,886	335,527	327,722	467,662	399,681	414,420	106,655
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	区税収入の推移（千円）	12,398,099	14,250,643	14,799,114	14,965,997	14,423,850	14,589,235	14,664,325

事務事業分析シート（平成24年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	17,637	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,946	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	22,838
	共済費	徴収嘱託員保険料、税務専門指導員保険料等	2,330	徴収嘱託員保険料、税務専門指導員保険料等	2,564	徴収嘱託員保険料、税務専門指導員保険料等	3,065
	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	9,899	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	9,898	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,372
	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	38,213	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	35,328	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	30,749
	委託料	その他の委託料	25,329	その他の委託料	24,762	その他の委託料	30,656
	使用料及び賃借料	課税複写機使用料等	2,508	課税複写機使用料等	2,511	課税複写機使用料等	2,516
	備品購入費	備品購入費	272	備品購入費	0	備品購入費	0
	負担金補助及び交付金	その他の負担金（公的年金特別徴収事務分担金等）	2,416	その他の負担金（公的年金特別徴収事務分担金等）	3,256	その他の負担金（公的年金特別徴収事務分担金等）	3,364

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
標	特別区民税現年課税分徴収率	96.00%	96.18%	96.73%	96.38%	98.00%	
	特別区民税滞納繰越分徴収率	18.90%	18.53%	24.08%	21.62%	25.00%	
	特別区民税普通徴収納期内納付率	68.60%	71.70%	73.10%	73.90%	75.00%	

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施区 - 区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	現状で実施している徴収対策事業のさらなる有効活用を検討する。	新たな徴収対策事業を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

議（要旨）	
-------	--